

瑞穂町における外国籍を有する職員の処遇について

当町では現在のところ、外国籍の方でも瑞穂町の職員となり、町行政の運営に携わることができますが、基本的、根幹的な町行政の意思決定や決定権を持つ職、及び町民等の権利を制限若しくは剥奪又は義務を課し、若しくは義務の履行を強制できる、いわゆる「公権力の行使に携わる職」に配属又は昇任させることはできません。

以上の点をご理解のうえ、当町職員採用試験を受験くださいますようお願いいたします。

瑞穂町企画部総務課職員係

電話 042-557-7492 (直通)